

議第137号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

令和4年6月15日提出

京都市長 門川大作

相 手 方	京都市上京区藪之内町 京都府（処分行政庁：京都府労働委員会）
事 件 の 種 類	不当労働行為救済命令取消請求事件
事 件 の 内 容	<p>訴外全国福祉保育労働組合京都地方本部並びに全国福祉保育労働組合京都地方本部学童保育・児童館支部及び全国福祉保育労働組合京都地方本部京都市学童保育所管理委員会協議会（以下「申立人ら」という。）は、令和2年7月6日に、本市に対し、賃金体系の見直しの協議等を求める団体交渉の申入れ（以下「本件申入れ」という。）を行った。</p> <p>本市は、同月10日に、本市は申立人らの組合員とは雇用契約関係になく、実質的に使用者性を認めるべき事情はないとして、本件申入れを拒否した（以下「本件拒否」という。）。</p> <p>申立人らは、同年12月23日に、本件拒否は労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、京都府労働委員会に対し救済の申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。</p> <p>本件申立てに係る不当労働行為事件において、本市は、申立人らの組合員の基本給及び諸手当は、当該組合員の雇用主である各運営団体が独立の主体として定めているものであり、本市は組合員の労働条件について現実的かつ具体的に支配し、及び決定することができる地位を有しておらず、本件拒否は不当労働行為には当たらない旨主張してきた。</p> <p>しかしながら、京都府労働委員会は、令和4年6月1日付で、本件申立てのうち、京都市学童保育所管理委員会就業規則第3条に規定する職員である申立人らの組合員に係る賃金体系の見直し等</p>

について申立人らとの団体交渉に応じることを本市に対して求め
る部分を認め、その余の申立てを棄却する旨の命令（以下「本件命
令」という。）を行った。

そこで、本件命令の一部の取消しを求める訴えを提起しようとするところ、当該訴えは本件命令をした行政庁の所属する公共団体を被告として提起することとされていることから、相手方に対し、当該訴えを提起しようとするものである。

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。